

環境省・オフセット・クレジット(J-VÉR)制度認証委員会 御中
(事務局:気候変動対策認証センター)

平成 25年 2月 1日

温室効果ガス排出削減・吸収量認証依頼書

オフセット・クレジット(J-VÉR)制度における検証が終了しましたので、利用約款記載のダブルカウントを回避するための措置を適切に執り行うことを誓約のうえ、下記の温室効果ガス排出削減・吸収量の認証を依頼いたします。

プロジェクト名			
鳥取県日野郡日南町における間伐促進による CO2 吸収量の増大プロジェクト			
【依頼者】 プロジェクト代表事業者			
事業者名(フリガナ)	日南町(ニチナンチョウ)		鳥取県 日南町 長之印
住所	〒689-5292 鳥取県日野郡日南町霞 800 番地		
代表者氏名	増原 聡	代表者役職	
担当者氏名	島山 圭介	担当者 所属部署・役職	日南町役場 農林課 林政室 主任
担当者 E-mail	shimayama@town.nichinan.lg.jp	担当者電話番号	0859-82-1114
プロジェクト事業者・プロジェクト参加者			
プロジェクト事業者名	日南町長 増原 聡		
プロジェクト参加者名			
オフセット・クレジット(J-VÉR)取得予定者			
事業者名(フリガナ)	日南町(ニチナンチョウ)		
妥当性確認・検証機関			
妥当性確認機関名	一般社団法人 日本能率協会		
検証機関名	一般社団法人 日本能率協会		

プロジェクト情報																
プロジェクト登録番号 (4ケタ)	0133															
プロジェクト登録日	2011年 6月30日															
プロジェクト概要 ¹	<p>(具体的な内容を簡潔に記載すること。)</p> <p>【プロジェクトの目的・内容】 FSC森林認証を受けている日南町有林において、2007年～2012年に行われた間伐地を対象にモニタリングを行い、二酸化炭素の吸収量を試算します。その二酸化炭素吸収量をオフセット・クレジット(J-VER)として取得、販売し、得られた資金によりFSC森林認証に則した適切な森林管理を行い、環境保全及び林業振興に利用していきます。</p> <p>【適格性基準との整合性】 森林法第5条に定める森林であり、日南町森林整備計画の対象であります。 対象地には主伐は計画されていないが、対象地外では主伐が計画されています。その場合、施業計画で造林計画を立てています。対象地は、森林施業計画の長期の方針に基づいて森林として管理するものであり、土地転用が計画されておりません。 施業計画認定番号 14-102、19-53</p> <p>【法令遵守状況】 対象となる森林は、下記の該当法令に関連しています。本プロジェクトは関連する法令に従って実施しており、今後も関連法令に従って実施して行きます。 森林・林業基本法、森林法、鳥獣保護法</p> <p>【採用技術】 プロジェクトで使用する機械は次のとおり</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機名</th> <th>メーカー名</th> <th>耐用年</th> <th>導入時期</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>トゥルーパルス 200</td> <td>レーザーテクノ ロジー社</td> <td>不明</td> <td>2006</td> <td>樹高測定器</td> </tr> <tr> <td>直径割巻尺</td> <td>不明</td> <td>不明</td> <td>2001</td> <td>胸高直径測器</td> </tr> </tbody> </table> <p>面積の測定は請負業者が所有する機材を使用する。</p> <p>【モニタリング方法】 モニタリングはガイドラインに基づき間伐後に実施する。 モニタリングパラメーターは次のとおり。 活動量、地位級：実測 拡大係数等：「京都議定書3条3及び4条の下でLULUCF活動の補足情報に関する報告書」 収穫予測表：「鳥取県民有林スギ人工林収穫予測表等作成に関する基礎調査書」 及び「鳥取県民有林ヒノキ人工林収穫予測表及び材積表」</p>	機名	メーカー名	耐用年	導入時期	備考	トゥルーパルス 200	レーザーテクノ ロジー社	不明	2006	樹高測定器	直径割巻尺	不明	不明	2001	胸高直径測器
機名	メーカー名	耐用年	導入時期	備考												
トゥルーパルス 200	レーザーテクノ ロジー社	不明	2006	樹高測定器												
直径割巻尺	不明	不明	2001	胸高直径測器												

¹ プロジェクト概要はプロジェクトの目的・内容の他、適格性基準との整合性・法令遵守状況・採用技術・モニタリング方法・GHG算定式の方法論への準拠性・モニタリング体制・QA/QC体制等に関することを3ページ以内で具体的に記述してください。登録時から変更がなければ登録時と同内容を、登録時から変更がある場合は相違点を具体的に記述してください。

【GHG 算定式の方法論への準拠性】

方法論に基づき算定する。

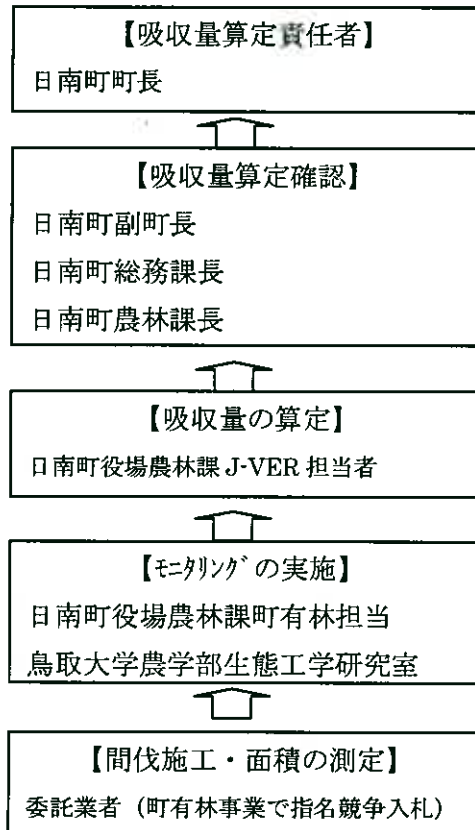
$$\Delta C_{total} = \Delta CFM$$

ΔC_{total} : 人為的純吸収量 (t-CO₂/年)

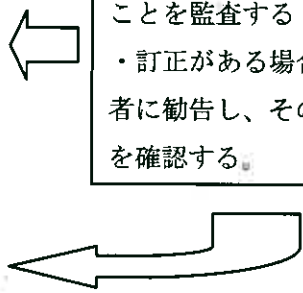
ΔCFM : 森林経営活動(間伐)に基づく、年間の CO₂ 吸収量 (t-CO₂/年)

吸収源は地上部バイオマス及び地下バイオマス。排出源はなし。ベースライン(間伐を実施しなかった場合)の吸収量は0。

【モニタリング体制】



【内部監査】
 監査員は副町長により指名
 ・管理されているデータから無作為に抽出し、記録・入力・確認が行われていることを監査する
 ・訂正がある場合は、担当者に勧告し、その修正事項を確認する。



【QA / QC 体制】

(1) 教育訓練の実施状況と記録

吸収量算定責任者(日南町長)により担当者及びモニタリング実施者に J-VER 制度及びモニタリング方法の説明を 4 回実施しました。

(2) 情報管理

- ・管理者 : 日南町役場農林課長及び J-VER プロジェクト担当者
- ・管理方法 : 共有データベースにより保管し、DVD-ROM 等の電子媒体によりバックアップを行っています。

(3) データの確認

データの確認は上記モニタリング体制図に基づき実施しました。

		<p>(4)内部監査 平成 24 年 12 月 12 日、日南町役場庁議室において、内部監査を実施しました。『資料 1 3』参照。</p> <p>(5)測定機器の維持・管理(機器校正等) ・樹高測定器 : モニタリング精度を高めるため、モニタリング実施前に日南町役場装飾塔(13.5m)で実測し、精度を確認しました。『資料6』に点検記録を添付しております。(LASERTECHNOLOGY 社:TRUPULSE200) ・面積測定器 : 間伐事業委託者に請負規定で測量器具に関する点検・調整を説明し、適正な保管と調整をお願いしています。また、その点検方法については『資料4』に記載しております。</p>					
モニタリング結果概要 ²		<p><input checked="" type="checkbox"/> プロジェクト計画に基づきプロジェクトを実施した。 <input type="checkbox"/> モニタリング計画書に基づきモニタリングを実施した。 <input type="checkbox"/> モニタリング方法ガイドライン・方法論に準拠した GHG 算定を行った。</p> <p>(その他特筆すべき事項)</p>					
適用モニタリング方法 ガイドライン		<p align="center"><u>オフセット・クレジット(J-VER)制度モニタリング方法ガイドライン</u> (森林管理プロジェクト用) ver.4.2</p>					
適用方法論	方法論番号	NO.R. 001 ver. 4.2					
	方法論名称	森林経営活動による CO2 吸収量の増大 (間伐促進型プロジェクト)					
モニタリング結果							
モニタリング期間		2008年 4月 1日 ~ 2012年11月30日					
<方法論R001・R002・R003のみ>		302.48ha					
モニタリング対象面積							
排出削減・ 吸収量	年度	2008	2009	2010	2011	2012	合計
	t-CO2	766	1,086	1,500	1,828	1,424	6,604
認証依頼削減・吸収量		6,604 t-CO2 ³					

² モニタリング概要は、モニタリング方法において特筆すべき事項があれば記入してください。

³ 合計の値から小数点以下を切り捨て、トン単位で記載してください。

ダブルカウントの防止の措置	
ダブルカウントの防止の措置を講ずる事業者	<p>【ダブルカウント防止措置を講ずる事業者名】</p> <p>事業者名: _____ 日南町 _____</p>
ダブルカウントの防止措置内容	<p>以下、該当する場合は、□に✓を入れ、必要に応じて詳細を記入してください。 (オフセット・クレジット(J-VÉR)制度実施規則 1.4「クレジットの二重使用」参照)</p> <p>【①類似制度に基づく二重認証に関するダブルカウントの防止措置】</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 類似制度へ申請しておらず、当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VÉR)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する温室効果ガス削減・吸収という環境に関わる付加価値(以下、「環境価値」という。)の認証を取得しません。</p> <p><input type="checkbox"/> 以下の類似制度(「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法を含む)に申請しています</p> <p style="padding-left: 40px;">類似制度名: _____</p> <p><input type="checkbox"/> 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VÉR)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得しておらず、今後も取得しません。</p> <p><input type="checkbox"/> 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VÉR)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得しているため、その分を控除いたします。</p> <p><input type="checkbox"/> 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VÉR)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得していますが、以下の理由によりダブルカウントが生じていないことを証明します。</p> <p style="padding-left: 40px;">理由: _____</p> <p>【②第三者に環境価値を移転する際のダブルカウントの防止措置】</p> <p><input type="checkbox"/> 当該プロジェクトにより生み出されたエネルギー等(電気、バイオガス等)を第三者に売却する際に、その売却先に対して、環境に関わる付加価値はクレジット化されており、当該エネルギー等の価値には付随していないこと、及び、当該エネルギー等の価値の帰属先と、環境に関わる付加価値の帰属先が異なることを明示する「説明文書」を作成して、売却先に示します。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 森林管理プロジェクトの場合、当該プロジェクトの対象となった森林を第三者に譲渡する際に、その譲渡先に対して、環境価値はクレジット化されており、当該森林には付随していないこと、及び、当該森林の所有権の帰属先と、環境価値の帰属先が異なることを明示する説明文書を作成して譲渡先に示します。あわせて、当該森林の譲渡の際には、オフセット・クレジット(J-VÉR)制度利用約款森林管理プロジェクト特約の内容にも十分に留意します。</p> <p>※第三者が、当該プロジェクトから生じる環境に関わる付加価値がオフセットクレジット(J-VÉR)として使用されていることを知らずに、当該付加価値を二重に主張することを防ぐ必要があるため、妥当性確認時において、これらの防止措置が講じられる体制にあること(上記の「説明文書」の作成等)を確認する必要がある。</p>

【③自主的な報告・公表を実施する際のダブルカウントの防止措置】

以下の自主的な報告・公表媒体において、当該プロジェクトの内容、当該クレジットの発行量及び当該クレジット発行量のうち当事業者が無効化したクレジット量(環境価値を他者に譲渡していないもの)を明記します。

あわせて、当該プロジェクトにおいて発行されたクレジット量については、環境価値の帰属を主張しません。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量(環境価値を他者に譲渡していないもの)については除きます。

ホームページ

ホームページ URL: http://www.town.nichinan.tottori.jp/

出版物(環境報告書/定期刊行物)

その他 具体的に:

現在は、自主的な報告・公表を実施していないが、今後実施するにあたっては、当該プロジェクトにおいて発行されたクレジットについては、環境価値の帰属を主張しません。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量(環境価値を他者に譲渡していないもの)については除きます。

【④公的な報告・公表制度におけるダブルカウントの防止措置】

公的な報告・公表制度には参加していません。

以下の公的な報告・公表制度に参加しています

地球温暖化対策推進法に基づく算定・報告・公表制度の対象者である。

地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画(区域施策)の策定義務対象者(都道府県)である。

「排出量取引の国内統合市場の試行的実施」参加事業者である。

地方公共団体が実施する以下の制度の対象事業者である。

制度名:

その他

具体的に:

当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量については排出量とみなし報告します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量(環境価値を他者に譲渡していないもの)は除きます。

当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量について報告する必要はないため、クレジット発行量については排出量とみなし、当該報告・公表制度の報告様式における適切な備考欄に記載します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量(環境価値を他者に譲渡していないもの)は除きます。

当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量について報告する必要はないため、クレジット発行量については排出量とみなし、自主的な報告・公表値において報告します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量(環境価値を他社に譲渡していないもの)は除きます。

ダブルカウント防止措置責任者（プロジェクト代表事業者と同様の場合は記載不要）			
事業者名			印
住所			
代表者氏名		代表者役職	
担当者氏名		担当者 所属部署・役職	
担当者 E-mail		担当者電話番号	
備考欄			

以 上